



## 倫理委員会運営細則

2018 年 12 月 21 日 倫理委員会メール審議承認

### (目的)

第 1 条 本細則は、倫理委員会規程（1302）第 18 条の定めに基づき、委員会の円滑な運営を目的として定めるものである。

### (委員の資格および定員)

第 2 条 倫理委員会規程（1302）第 3 条第 1 項（1）の委員は日本原子力学会会員とし、その定員は 20 名以内とする。

- 2 委員会に対して会員から委員就任の立候補があったときは、委員として活動に貢献できる経験・知識を持つ者であるか等の観点から審議をおこない、委員として選任するときは理事会に承認を求める。
- 3 委員は任期中、委員長に申し出るにより、本人の意思により退任することができる。

### (委員の責務)

第 3 条 委員は、倫理委員会規程（1302）第 9 条に基づき会務を処理するにあたっては、委員会に積極的に参画し、委員会において合意された会務の分担に応じて、その役割を果たすものとする。

2 委員は、以下に掲げる委員会の役割を認識し、会務の処理にあたるものとする。

- (1) 倫理規程制定の基本精神に基づき、規範は時代とともに変化するものであることを忘れず、常に社会環境の変化も考慮した規程を維持するとともに、その遵守状況を見守っていくこと。
- (2) 会員が、原子力界はもとより、昨今の技術と社会との狭間において生じている事柄を、常に自らの問題として捉えられること。
- (3) 会員が、原子力に携わる者、あるいは技術者として、誇りと高い倫理感を持つ必要性を強く認識すること。
- (4) 自己の確立に向け、会員一人ひとりの倫理的判断力と行動力を高めるためのサポートをすること。

### (委員会の傍聴)

第 4 条 会員および委員長の許可を得た会員以外の者は、委員会を傍聴することができる。また、委員長の了解があれば意見を述べることもできる。

### (委員会資料の公開と保管)

第 5 条 倫理委員会規程（1302）第 15 条に基づき、幹事は、委員会の開催後すみやかに委員会の

議事録を作成する。議事録の作成に際しては、個人情報や秘匿とする必要のある内容等については特段の配慮をしなければならない。

- 2 幹事は、委員会の過去5年の議事録をホームページで公開する。
- 3 幹事は、委員会の開催後すみやかに、委員会の資料を学会事務局に送付する。
- 4 学会事務局は、委員会の資料を3年間保管し、会員から求めがあった場合には閲覧に供する。ただし、資料の中に個人情報や秘匿とする必要のある内容があると考えられる場合は、委員会と調整の上、当該内容を非公開とする処置をした上で、閲覧に供する。

#### （小委員会）

- 第6条 委員会の下におく小委員会、ワーキンググループ、タスク等（以下「小委員会等」という）には必要に応じ会員以外の者を入れることができる。
- 2 小委員会等の活動は随時委員会に報告する。

#### （倫理規程の改定提案）

- 第7条 委員会は、倫理規程の改定の必要性について適宜検討をおこなう。検討の状況は、委員会の議事録で明らかにする。
- 2 委員会は、会員から倫理規程に対する改定提案があった場合、対応を検討する。対応の状況については、委員会の議事録で明らかにするとともに、必要に応じて提案した会員に対して説明する。
  - 3 委員会が倫理規程の改定の必要性を認める場合、改定案を作成する。この場合、委員の過半数の賛成をもって、委員会としての改定案とする。
  - 4 委員会は改定案を公衆審査にかける。公衆審査にはホームページを用いることとし、期間は2ヶ月以上とする。公衆審査の結果、委員会が改定案の修正が必要と判断したときは、修正した改定案を再度公衆審査にかける。ただし、委員会が軽微な修正であると判断した場合はこれを要しない。公衆審査で寄せられた意見に対しては、意見に対する委員会としての対応を委員会の議事録で明らかにするとともに、状況に応じて意見を寄せられた方に対して説明する。
  - 5 委員会は公衆審査を経た改定案を理事会に提出し、承認を求める。
  - 6 委員会の改定案が理事会の承認を得られない場合は、その理由を踏まえて再検討をおこなう。委員会として改定案を修正するなどして再度提案をおこなう場合は、あらためて第1項および第3項～第5項の手順を経なければならない。ただし、軽微な修正と委員会で判断した場合は、修正した改定案を理事会に提出できるものとする。

#### （倫理規程に対する質問）

- 第8条 委員会は、倫理規程についての質問が会員からあった場合、回答を用意する。
- 2 回答は委員の過半数が賛成する内容、方法によるものとする。

#### （倫理問題の調査活動と守秘義務）

- 第9条 委員会は、事例集、教材の作成等のための調査活動において、調査協力者の秘密を守る

という条件で入手した情報については、これを決して外部に漏らさない。

- 2 調査協力者の秘密を守る必要があるときは、第4条の規定に拘らず、委員長は傍聴者を制限することができる。
- 3 調査協力者の秘密を守る必要があるときは、第5条の規定に拘らず、委員長は当該案件についての議事録や配布資料の公開を制限することができる。

(倫理問題の事例集や教材の発行)

第10条 委員会は、事例集や教材の発行にあたり、著作権やプライバシーの保護に十分な配慮を払うとともに、他者の著作を使用する場合は、必要な使用許諾を得なければならない。

(改定)

第11条 本細則の改定は、倫理委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

#### 附則

- 1 平成22年3月26日 第49回倫理委員会制定、同日施行
- 2 改定履歴
  - ① 内規を細則に変更 平成28年5月12日 第91回倫理委員会承認、平成28年5月24日 第8回理事会報告
  - ② 改定 2018年12月21日 倫理委員会メール審議承認、2019年1月31日 第8回理事会報告

#### 附則

- 1 平成28年5月12日改定の細則は、倫理委員会承認の日から施行する。
- 2 2018年12月21日改定の細則は、倫理委員会承認の日から施行する。